

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	手稲中継ポンプ場天井クレーン修繕業務	
発 注 課	新川水処理センター	
選 定 事 業 者	中山機械株式会社	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む） 当該設備は既製品ではなく、製造元である中山機械株式会社が独自に開発した設備のため、当該修繕には、性能保持（機能及び安全）及び主要部品交換後の性能保証の面で製造元独自の施工技術が必要となります。 これらを勘案すると本機器の製造元以外での施工は困難であることから特定といたしたい。		
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	